

赤字：追加・修正箇所

基本的な感染防止対策の徹底（変異株対策を含む）

A 3つの密をつくらない（密閉・密集・密接） B 健康観察の徹底
C 手洗いの徹底 D 常時換気の徹底 E 消毒の徹底

1 学校活動を継続するためのご家庭へのお願い ※以下に示すPCR検査には抗原検査を含む

以下の場合には、学校に連絡の上、お子様の出席を控えてください。

お子様・または同居の方やお子様が長時間接触していた方（親戚・塾等）が
「感染が疑われる症状がある」 「濃厚接触者となる可能性がある」
「PCR検査を受ける予定がある」 「PCR検査を受けた」

また、お子様だけでなく、ぜひご家族みんなで毎日の健康観察、検温をお願いします。

(1) ご家庭で当日の健康観察を行い、登校が可能かどうかの判断をお願いします。

- ① 十分な睡眠時間をとり、朝ご飯をしっかりと摂らせてください。
- ② 食事の時間に、味覚や臭覚に異常がないか、お子さんとのお話の中で確認してください。
- ③ 体温を測定し、健康観察をして以下の点について、健康観察カードに記入してください。
 - ・体温
 - ・健康状況【良好か、風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がないか、だるくないか、味覚・臭覚に異常はないか等】
- ④ 熱や風邪の症状、味覚・臭覚の異常がある場合は登校を控えてください。また、感染の疑いがある場合は、学校に連絡するとともに、宮城県の新型コロナウイルス感染症に関する一般健康相談窓口にご相談をお願いします。
(電話番号：022-398-9211 24時間対応)
- ⑤ ご家族が感染したり、上記④のような症状がみられたり、職場等でPCR検査を受ける予定になったりした場合も、学校に連絡するとともに、お子様の登校を控え、様子を見てください。
- ⑥ 登校するときには、必ず以下のものを持っているか、カードに記入されているか確認してください。



【健康観察カード】【マスク 不織布マスクが効果的といわれています】【ハンカチまたは手拭き(2枚)】

※ 健康観察カードを忘れると、学校で体温を計測するまで教室には入れません。

- ⑦ 医療的ケアが日常的に必要なお子様や基礎疾患等のあるお子様に関しては、主治医や学校医・医療的ケア指導医と連絡を取りながら、学校とも情報を共有してください。個別の判断をいたします。

(2) 登下校時の留意点

- ① 登校時には、多人数の集団になることを避け（5人以下）、2mの距離をとるようお声がけください。マスクを外す時には必ず距離をとり、マスクなしの対面の会話は控えるようお声がけください。
※これまでの事例から、登下校時のマスクなしの接近した会話は、給食時よりも濃厚接触者と認定される確率が高まります。
- ② 感染の状況によっては、登校時間について時差登校や授業の短縮などで、始業時刻・終業時刻を変更する場合があります。この場合には、学校ごとにその都度ご連絡します。

2 学校は、以下のようなことに十分配慮して、学校運営を行います。

～ 万が一、気づかないでいる感染者がいた時にも感染しないために ～

(1) 学校に登校したら 【 始業前 】

- ア 教室に入る前に、各学校の指定場所で「健康観察カード」を確認します。もし忘れてしまった時は、教室に行く前にそれぞれの学校の検温場所注1で検温を行うこととなります。昇降口での密集化を避けるための工夫をします。
- イ 熱や風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとなり、教室には行けません。ご家庭の方に迎えに来ていただくこととなります。この場合の待機場所は各学校の「発熱者の待機場所」となります。注2



注1 各学校では、検温が確認できない児童・生徒の体温を計測する場を確保すると共に、万が一感染していた場合に備えて、検温していない児童・生徒が他の児童・生徒と接触しないよう通路や検温場所の工夫を図るものとしています。

注2 激しい発熱がみられる場合などで、迎えにきていただくのに時間がかかるような場合には、お子様が小学校4年生以上の場合には、文部科学省が配布する抗原簡易キットを使用させていただけるかどうか、保護者の方にご連絡しますので、ご判断ください。(ただし抗原簡易キットはあくまで、簡易的なもので後ほど改めてPCR検査が必要です。)

(2) 学校の学習や生活全般を通じて

教育活動は、感染症の拡大防止を図りながら、極力教育効果をおとさない工夫を行います。

1) 3密を防ぎます。

「換気の悪い密閉空間」「手の届く距離での密集」「近距離の会話や発声」がないよう努めます。

- ア 適切な環境保持のため、教室等の換気に十分留意します。
- 空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めますが、空調は外気が入らないため、以下の通り換気には十分留意します。
 - 教室等はできる限り常時換気を行います。常時換気が困難な場合には、換気扇の活用や学習中の換気などに配慮します。
 - 換気は、空気がよどまないよう対角線上の2か所を意識し、送風機などを活用します。さらに、教室のドアや窓は休憩時間毎に必ず開放します。
- イ 教室の座席の配慮
- 座席の間は、児童生徒の間隔を可能な限り配慮し、なるべく個々の机を独立させて配置します。
 - 座席を使用しない場合も、可能な範囲で身体的距離を確保します。
 - 対話や協議を行う場面では、身体的距離とともに対面とならない工夫やパーテーション等の活用を工夫します。
- ウ 教室での活動の配慮
- 接触、密集、近距離になる活動、向かい合っでの発声がある活動は極力避けるようにします。
 - グループ活動やペア活動をできる限り可能にするため、正しいマスク着用を徹底し短時間の活動を位置づけたり、タブレット端末の機能を活用したりするなど工夫をしていきます。
 - 音楽の歌唱指導、体育の活動では、特に活動形態に留意して、3密の回避に向けて指導内容や方法時期等を工夫します。(密閉空間の回避や歌う際の声の大きさや方向への配慮など)
 - トイレや流し場での密集を避けるため、時差での使用や待つ位置を示す等の工夫をします。

2) 感染経路を絶つ手立てを徹底します。

- ア 手洗いや場合により手指の消毒、うがいを徹底させます。
- 登校時、校庭等から校舎に入る時、トイレのあと、休み時間、給食前など、こまめに手洗いを指導します。また、タオルやハンカチ等は個人用として、共用しないよう指導します。
 - 校内に泡ハンドソープ、石けんを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備します。
※ 消毒用アルコールは、必要に応じて補助的に使用します。
※ かぜ、インフルエンザの予防の意味から、飛沫に注意しながらうがいや顔洗いも検討します。
- イ 原則として全員マスクを着用とします。
- 鼻マスクやあごマスクではなく、正しい装着の仕方ができるようにします。
 - 体育時は原則マスクの着用は必要としませんが、教職員、見学者はマスクを着用します。ただし、熱中症のリスクなど身体に危険を感じる場合には、マスクを外すこととします。



一般市民の皆様へ ～かからないために、かかった時のために～ (2021年8月6日)
「一般社団法人 日本感染症学会」「一般社団法人 日本環境感染症学会」より (抜粋)

2 マスクは適切に着けてください

マスクの品質により効果が大きく異なることが報告されています。スーパーコンピューターを使った解析によれば、ウイルスの吸い込みはウレタンマスクでは18%しか低下しませんでした但不織布マスクでは75%低下しました。しかし不織布マスクの装着が不十分だと低下は55%に留まりました。一方ウイルスの吹き出しはウレタンマスクでは52%しか低下しませんでした但不織布マスクでは82%低下しました。しかし不織布マスクの装着が不十分だと低下は76%に留まりました。

(<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf>)。

デルタ株の感染した人が排出するウイルス量は従来株の約1,000倍と報告されており、すべての人が不織布マスクを適切に着けることが感染防止には有効と考えられます。

(https://www.kansensho.or.jp/modules/topics/index.php?content_id=31)

- ウ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所は、1日1回以上、消毒液で消毒し、チェックします。
- 多くの児童生徒が手に触れる箇所や共用物、ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口などを消毒しますが、過度な消毒にならないよう配慮します。
 - 共用物は、使用の前後に手洗いや必要に応じて手指消毒をします。この手洗いが徹底されている場合は、共用物の使用の都度の消毒は行いません。
 - 消毒には消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、家庭用洗剤で有効性が認められた界面活性剤を含むものを使用します。
 - 消毒を児童生徒が行う場合には、職員の指導のもとで行い、消毒用薬剤は、児童生徒の手が届かないところで管理します。
 - ・消毒終了後は必ず手洗いをします。
 - ・換気、マスク着用、必要に応じて手袋などを使用し感染防止を図ります。
 - 発熱や風邪の症状で帰宅する児童生徒がいた場合は、必要に応じて当該児童の動線を踏まえた消毒を行います。
 - 臨時休業に伴う、緊急かつ広範囲の消毒が必要となった場合には、専門業者による消毒を検討します。
※保健医学的な処置・方法については、東北医科薬科大学の市民向け感染予防ハンドブック(三版)を参考にします。

エ その他

- 集会等一堂に会する活動は、感染拡大のおそれがあるときは、放送設備やオンラインの活用により、開催を工夫しますが、十分距離をとることや、感染防止対策を行える状況の際は、必要に応じて開催していきます。
- 学校行事については、周辺や活動場所の感染状況を的確に判断し、感染症防止対策の徹底が図れるか、児童・生徒、ご家庭の考えも踏まえつつ、計画をたて実施します。なお、必要に応じて複数の計画を準備します。
- 体育館や武道館での活動は、常時換気に十分配慮します。
- 「歌唱」「器楽」「身体接触を伴う活動」「共有物の使用」については、感染予防のより一層の徹底を行いながら、指導の工夫を図りつつ、その可否を判断していきます。



3) 日常的な健康観察

- ア 教室では、換気をしている際に身体的距離が保てる状況を作って、必要に応じてマスクをはずさず健康観察を行います。(給食の黙食時も活用します)
- 発熱や風邪症状がみられた場合は、速やかに発熱者の待機場所に移動させ、保護者の方に連絡しますので、症状により宮城県の新型コロナウイルス感染症に関する一般健康相談窓口にご電話していただくか、自宅で療養していただくか、ご判断をお願いします。
 - どうしても学校にとどまらなくてはならない場合には、学校ごとに定められた他者との接触を避けられる場で待機することになります。
 - 複数人の場合は、距離をとるまたはパーテーションで区切るなどの工夫を行います。
 - 同じ学級や近くの学級に、同様の症状の児童生徒がいないか状況を確認します。

4) 給食

ア 給食前・配膳について

- 児童生徒および教職員全員が給食前に手洗いを行うよう徹底します。流しが混まないような声掛けをします。
 - ・ 必ずマスクを着用し、風邪の症状の有無、手指を確実に洗浄したか等を確認します。
 - ・ 短時間、少人数での配膳になるよう工夫するとともに、間隔を空けて並ぶなどの工夫を行います。
 - ・ 配膳台の消毒については、発達段階を考慮し、安全指導を徹底したうえで児童生徒に行わせることがあります。消毒後は、手洗いを徹底します。消毒には、ノロウイルス感染症の防止の観点から、次亜塩素酸ナトリウムを使用します。

イ 給食時について

- 給食時の会食に当たっては、会話を控えるとともに、机を向かい合わせにせず、スクール形式にすることを原則とします。必要に応じて、密集を避けるため、会食の時間帯をずらしたり、空き教室を活用したりして教室の定員を減らすなどの工夫を行うことがあります。
 - ・ 給食中の換気に留意します。
 - ・ 会食時に向き合わないよう留意し、教員はパーテーションなどがあれば活用します。

ウ その他

- 感染拡大の不安から、学校から提供される給食を希望しない場合にも相談に応じ、配慮します。



5) 部活動

ア 実施の判断について

- 感染状況により国からの通知及び県のガイドラインを参考にしながら、多賀城市の状況を判断し、中体連の意見もうかがいながら、日常活動、土日の活動、対外試合などについての基本線を定めます。
- 部活動ごとに活動形態の特徴があるため、その特徴を十分考慮し、感染リスクを適切に判断して、感染状況に応じた活動の内容を決定します。



イ 感染防止対策について

- 更衣室や部室を使用する際は、常時換気に配慮するとともに、短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう時間をずらすなどの工夫をします。
- 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫します。

6) 清掃活動

ア 感染防止対策について

- 換気・マスク着用・三密の防止を行い、共用物に配慮します。
- 必要に応じて、ごみの回収、流し掃除、トイレ掃除などについては、必要に応じて手袋の使用も検討します。
- 共同作業については、発達段階に応じて時間や方法を定めておくようにします。
- 清掃後は必ず石鹸で手を洗うよう指導します。
- トイレ掃除を行わせるかどうかは、発達段階に応じて、感染防止措置に十分配慮します。



7) 感染拡大防止を踏まえた熱中症対策

ア 夏に向かう時期は、暑さに慣れさせる手だてを講じるとともに、実際の天気や気温等の気象条件や児童生徒の体力、健康状況等の実態を踏まえ、無理のない範囲で体を動かすようにします。

イ 必要に応じて水筒を持参させるなど、計画的でこまめな水分補給ができるようにします。

- 特に低学年などでは、教師の指示により、定期的に、水分補給をさせるようにします。
 - ・ 徐々に個人の判断で、水分補給ができるよう支援します。
 - ・ 水筒は、個々に管理できるようにします。
 - ・ 水分補給は飛沫飛散防止のため、給食時と同様に、会話を控え、各自で行うようにします。

ウ エアコンによる教室内の温度調節を適宜行います。

- 感染拡大防止のため、常時、換気を行うよう配慮します。

エ 熱中症等の健康被害が発生する可能性があるかと判断した場合や児童生徒本人が暑さで息苦しさを感じた時の対応

- 熱中症への対応を優先とします。特に、熱中症警戒アラート発令時には、活動継続について検討します。
 - ・ 「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等で、適宜、マスクを外すなど着用について配慮します。
 - ・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT値）が高い時には、マスクを外して休む、または活動を中止するなどの対応をします
 - ・ 登下校等、屋外で、人との距離がとれる場合は、マスクを外してかまいません。ただしマスクを外したら、会話は控えます。

8) 出席停止について

学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

- ・校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又は、かかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

- ① お子さんの感染が判明、または濃厚接触者として特定された場合
 - ・判明した時点で、すぐに学校へご連絡ください。感染したお子さんは、治癒するまで出席停止となります。また、濃厚接触者となったお子さんは、**5日間**の出席停止となります。
ただし、2日目・3日目に自ら受けた抗原検査（簡易キット可）等で陰性となった場合は、3日目から登校可能となります。
- ② お子さんが風邪の症状や発熱があり、感染が心配される場合
- ③ 同居人に発熱等、風邪症状がみられる者
- ④ 同居人が濃厚接触者となった者
- ⑤ 同居人がPCR検査を受ける者
- ⑥ 保健所や医師より、自宅待機等を求められた者
- ⑦ 海外から帰国し、自宅等での待機を要請された場合
- ⑧ 新型コロナワクチン接種に伴う発熱や風邪症状等がみられる者

- ・災害等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

- ① お子さんが、医療的ケア児や基礎疾患児に該当し、医師から登校すべきでない判断された場合
→ 学習について学校にご相談ください
- ② お子さんの感染が心配で学校に登校させたくない場合
まず、学校にご連絡ください。ご心配が解消されず欠席する場合には、出席停止の扱いとなります。その場合には、在宅での学習の進め方について、学校にご相談ください。
※原則的には、「感染の可能性が高まっていると考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合」と規定されています。
- ③ 新型コロナワクチンの接種を受ける場合
- ④ 濃厚接触者と特定はされなかったが、知り合いや近親者などとの濃厚接触などで、登校させるのに不安がある場合
 - ・体調がご心配な時は、まず宮城県の新型コロナウイルス感染症に関する一般健康相談窓口にご相談ください。その上でなおご心配でしたら、学校にご連絡の上、自宅で休養してください。出席停止の扱いとします。
※感染が判明した場合でも、学年や氏名の公表は行いません。

(3) 保護者の方や外部からの来訪者への対応について

感染の状況を的確に判断し、拡大傾向の状況下では、「外部からの来訪は控えていただく」「極力外部の方の来訪を減らす」、「来訪の人数を減らす」「短時間にとどめる」など状況に応じた対応をします。



1) 校舎に入る前に健康状況について確認する。

ア 検温を必ず行い、来訪者名簿の健康チェックシートに健康状況を記入していただきます。(各校に手指消毒兼非接触型検温器を設置しています)

イ 校内への入校、帰校の時刻、訪問する場所、氏名、連絡先を来訪者名簿に記入していただきます。

ウ 発熱や感染を疑わせる症状がある場合、同居人に同様の症状がある場合、PCR検査を受ける予定がある

場合などには、来校を控えていただくことを原則とします。

エ 工事のために、多人数が来校する場合には、責任者がこのようなチェックを全員分行って、確認などしておくことも考えられます。この点は、学校とご相談ください。

2) 校舎内での感染防止について

ア 児童・生徒と同様、マスクの着用や手指の消毒・手洗いに留意し、3密を避けるなど、安全な行動に努めていただきます。

イ 感染の状況に応じて、滞在時間を設定いたしますので、ご協力をお願いします。

ウ 感染の状況により、児童生徒との接触を控えていただくことがありますので、ご了承願います。

3) 保護者会やPTA活動、学校運営連絡協議会等について

ア 状況により、実施の可否を検討し、開催する場合は、資料をあらかじめ伝え、短時間で終了する工夫をします。また、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行います。

イ 開催が困難な場合は、オンライン開催などそれに代わる方法を検討します。

(4) 児童・生徒の心のケアについて

子どもたちは、長い緊張の中、友達との関係がくずれたり、外での発散の時間がなくなったりして、ストレスがたまっている場合があります。また、新型コロナウイルスのニュースや SNS の中に悪意のある言葉や、不安な気持ちをあおる言葉、デマや差別的な言動まで飛び交い、いつもと同じように見える子どもたちの心の中に不安感が増える傾向があります。しかし、子どもたちは、なかなか言葉で自分の状況を的確に話せないため、大人が気づかないうちに、大きな心の傷を負うことがあります。

日本赤十字社の資料や日本学校心理士会の資料がダウンロードできるページのアドレスを掲載しましたのでぜひご一読いただき、ご活用ください。

ご心配なことがありましたら、学校にご連絡ください。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの電話相談、面談も予約できます。また、様々な理由での学校不適應については、心のケアハウスでも相談を受け付けています。(無料です)

- 低学年のお子様をお持ちのご家庭へ

<https://www.med.jrc.or.jp/tabid/734/Default.aspx>

(日本赤十字社医療センター)

「子どもの心を守るために大切にしたいこと」「子どもの心を育む親子の関わり」



- お子様と話すときに

<http://www.gakkoushinrishi.jp/saigai/index.html>

(日本学校心理士会 「新型コロナウイルスについて子どもに話す」(保護者向け) アメリカ学校心理士会)

- すべての子どもたち・ご家庭のみなさんへ

https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200326_006124.html

(日本赤十字社 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!~負のスパイラルを断ち切るために~」)

- 隔離や自宅待機により行動が制限されている方々やその周辺の方々へ

https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200327_006138.html

(日本赤十字社 「隔離や自宅待機により行動が制限されている方々へ」「隔離や自宅待機されている方の周りにいるあなたへ」)

(5) 市内小中学校に関する新型コロナウイルスの感染状況の情報提供について

- 1) 各学校の具体的な感染情報については、感染が確定した時点で保健所からの連絡とご家庭からの連絡を整理し、事実確認ができた時点で速やかに、学校メールで**該当校**のご家庭に発信いたします。
- 2) 保護者の方々と協働で感染予防に取り組むため、個人の人権に配慮しながら必要な感染症対策に関する情報を発信し、共有をはかりながら学校運営を行います。公式の情報発信は、原則として各学校のメール配信、プリント配布をした後、ホームページに公表します。
- 3) 感染のリスクに関わらない個別の情報の公表はいたしかねますので、ご了承いただきますとともに、公式以外の発信情報についての扱いには、その真偽も含め慎重にご検討ください。
※情報の流れについては、「4 陽性者及び濃厚接触者等発生時の対応について」を参照してください。

(6) 感染予防等のための休校や出席停止等による在宅学習について

- 1) 各学校において、休校や出席停止等で在宅学習する必要がある児童生徒については、その学習活動を止めないで済む方法を工夫します。
 - ① 長い休みになる場合などは特に、規則正しい生活を送れるように工夫します。
 - ・生活票を配布したり、タブレットのスケジュールを活用したりできるよう工夫します。
 - ・Google Meet の機能を使って、朝の会や健康観察、帰りの会などを工夫します。
 - ② 学習予定表などを工夫し、自主学習の推進を行います。
 - ・プリント学習やタブレットを使ったドリル学習、Google Workspace を活用した教材配信、テレビなどを活用します。
 - ・座学だけでなくなわとびや体操など、体を動かす活動等も検討します。
 - ③ 自主的な学習が進められるような手立てを工夫します。
- 2) 各学校でご家庭との連携を図ります。
 - ① 心の安定や学習の心配などに対応できるよう相談体制をつくります。
 - ② 定期的な連絡体制をとり、情報提供、情報共有に努めます。

3 教職員の勤務について

(1) 自己管理

- 1) 児童生徒と日々接する立場として、日頃より体調管理に努めます。職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努めます。
- 2) 毎朝自宅で検温し、健康観察・健康チェックを行います。



(2) 職場の留意点

- 1) 本人及び同居人に、発熱、風邪の症状がある場合や感染の疑いがある場合、PCR検査受検の場合等は、出勤を控え、自宅での休養を徹底します。必要に応じてオンラインの勤務を検討します
- 2) 教職員が、PCR検査を受検することになったら、速やかに管理職に報告します。
- 3) 教職員が自宅待機および感染者または濃厚接触者となった場合を想定して、勤務体制や引継ぎ体制を工夫しておきます。
- 4) 急遽出勤できなくなることを想定し、教職員間での情報交換を日頃から行うようにします。
- 5) 休みを取得しやすい職場環境づくりに努めます。
- 6) 妊娠中の教職員には、十分配慮します。

※厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html



(3) 学校内での感染予防

- 1) 職員室の密集を避ける工夫をします。(座席前にパーテーションを設置しております) 至近距離での会話や長時間にわたる会議は控えます。
 - 2) マスク着用や換気の徹底等、可能な限りの配慮をしていきます。
 - 3) 職員は、感染予防行動に心掛けて教育活動に当たります。
 - ・フェイスシールドやマウスシールド等は、マスクの補助具として活用します。
- ※濃厚接触者の定義は「手で触れることのできる距離で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者」としていますが、フェイスシールドやマウスシールドのみの場合は、「必要な感染予防策」に当てはまらず、濃厚接触者となり得る。そのため、それぞれの役割や利点を踏まえ、補助的に使用するのが望ましいとされています。
- 4) マスクは、正確に着用し、児童生徒の手本となるように心掛けます。
 - ※「鼻が出ている」「顎にかけている」「サイズが合わない」「ゴムがゆるい」等は正確な着用とは言えません。
 - 5) 職員が感染者・濃厚接触者等になった場合は、適切に対応します。

4 陽性者及び濃厚接触者等発生時の対応について（新型コロナウイルス感染症に関わる対応ガイドライン(家庭版)参照）

(1) 基本的な対応

1) 連絡体制の概要



ア ご家庭から学校への連絡があった場合

- ご家庭で、お子さんまたは同居されている方が、感染または感染が疑われる症状、PCR 検査を受ける予定などになった場合には、速やかに学校に連絡してください。

- ① 検査で陽性となり感染が判明した場合
- ② 濃厚接触者に認定された場合
- ③ 濃厚接触者ではないが PCR 検査を受けることになった場合
- ④ 発熱など感染が疑われる場合
- ⑤ 同居する方が①から④に該当することになった場合

※ PCR 検査を受けることになった場合には、その日程、結果の出る日をご連絡いただくとともに、結果がどちらでもその結果を再度学校にお知らせください。

- 学校は、この情報を受けた場合には、お子さんに対して出席停止の措置をとります。
- 学校は、ご家庭からの連絡があれば、速やかに多賀城市教育委員会とその情報を共有し、対応についての準備を進めます。

※ この情報はあくまで個人的に知らされるもので、保健所あて照会確認をとることは制度上できません。

- 学校は、お子さんが濃厚接触者や PCR 検査を受けることになった、または感染の疑いがあるという情報が入っても、それだけで休校措置はとりません。該当者は状況がわかった時点から登校を控えていただきますが、これまでもそのほとんどが陰性です。

※ 念のために休む方々に対しての中傷も報告されています。どうか「誰もが罹患することがある」という当たり前のことを皆さんで確認し、個人への差別や中傷がないようにご協力をお願いします。

- 万が一ご家庭からの連絡がないと、学校は感染者、濃厚接触者等の情報がわからないままとなり、校内でのクラスター発生リスクが大きくなります。これは、保健所からの連絡には、氏名や住所が含まれないため、個人の特定に時間がかかるためです。保健所は、学校への連絡依頼を繰り返すこととなります。これまで同様今後も必ずご家庭からの連絡をお願いします。

イ 塩釜保健所から学校・多賀城市教育委員会への連絡

- 個人情報保護の観点から、小中学生の陽性が確認された場合のみ塩釜保健所から、学校に報告されず。
- 学校・多賀城市教育委員会は、保健所の情報とご家庭からの情報を突き合わせて確認し、個人を特定してから、保健所から依頼を受けて感染が確定したお子さんの行動調査を行い、濃厚接触者の候補を確定します。

ウ 塩釜保健所・学校・多賀城市教育委員会のその後の対応

- 学校と多賀城市教育委員会は保健所と相談しながら下の点を協議し対応を決定します。
 - ・学校における活動の様態
 - ・接触者の多寡
 - ・地域における感染拡大の状況
 - ・感染経路の明否等

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合
家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～
(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- エ 学校において消毒を実施します。

2) 児童生徒・職員及び学校の対応

ア 本人が陽性者となった場合の対応

- 児童生徒・職員について
 - ・本人は、治癒するまで出席停止または出勤停止となります。
 - ・保健所や医師に指示された期間を経て、出席・出勤が可能となります。
 - 陽性者にかかわる濃厚接触者が特定され、自宅待機、健康観察の指示が出されます。
- 学校について
 - ・現時点では、基本的に、消毒作業と濃厚接触者等の調査の結果により、学校の感染の広がり状況が把握できるまで、2日間学校を休業とします。ただし、感染の広がりが大きくなった場合等対応は変更する場合があります。(学年休業・学級休業で対応する場合も想定しています。)
 - ・期間は、検査結果の判定時期などにより変更する場合があります。
 - ・感染拡大の傾向やクラスターの発生のリスクがある場合には、休業を延長するか、学年休業・学級休業により、一部の児童生徒の休業を延長するかを判断し決定します。最大2週間とします。

イ 同居人が陽性者、本人が濃厚接触者となったと連絡が入った場合の対応

- 児童生徒・職員について
 - ・本人は、出席停止または出勤停止となります。
 - ・本人が濃厚接触者となる場合、保健所や医師に指示された期間を経て、出席・出勤が可能となります。自宅待機期間は**5日間**となりますが、症状のあるなしや検査結果等により前後します。
※2日目・3日目に自ら受けた抗原検査(簡易キット可)等で陰性となった場合は、3日目から登校可能となります。
- 学校について
 - ・現段階では本人が陽性ではないと休業措置はとりません。

ウ 同居人が濃厚接触者となったと連絡が入った場合の対応

- 児童生徒・職員について
 - ・本人は、出席停止または出勤停止となります。
※濃厚接触者となった同居人の外出自粛が解除された時点で本人も出席停止・出勤停止解除となります。
- 学校について
 - ・現段階では本人が陽性ではないと休業措置はとりません。

エ 本人および同居人に感染の疑いがあると連絡が入った場合の対応

- 児童生徒・職員について
 - ・本人は、出席停止または出勤停止となります。
※要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となります。
- 学校について
 - ・現段階では本人が陽性ではないと休業措置はとりません。



(2) 感染状況による対応

緊急事態宣言等に該当する期間において、市内の感染状況に拡大傾向が見られる場合や保健所の業務がひっ迫している状況では、「基本的な対応」から、「感染状況による対応」に切り替えます。

この場合には、感染者が確定した時点での、行動履歴の調査、濃厚接触者等となる児童生徒のリスト作成及び濃厚接触者等となるかどうかの判断、リストに掲載された家庭への連絡調整などについて、保健所から依頼を受けて、相談協議を行ったうえで、学校や教育委員会が保健所に代わって行うことも想定しています。

※「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について」(令和3年6月17日文部科学省事務連絡) 参照

※「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」

(令和3年8月27日文部科学省事務連絡) 参照

(3) 保護者及び児童生徒への連絡

- 1) 消毒作業と濃厚接触者用の調査に要する期間の対応（臨時休業等）については、保護者へ学校より速やかにメールにて通知をします。
- 2) 引き渡しでの下校が必要になる場合には、適切な下校時刻を決め、ご家庭にメールで通知します。
- 3) 臨時休業に入る前に、学校が、臨時休業中の健康観察や学習課題等について、児童生徒に連絡します。

※上記の各対応については、今後の動向を踏まえ、修正を加えていくこととなりますので、ご承知の上ご理解願います。

5 校内体制の確認について

(1) 対策本部等の設置

1) 学校体制の整備

- ・学校全体で感染防止対策に取り組む体制として、学校の規模や職員構成に応じた対策本部を設置します。対策本部は、適切な教育活動が継続的に実施できるよう計画し実践していきます。
- ・緊急事態宣言等、感染拡大が懸念される期間においては、陽性者発生時に学校が対応することが増えるため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないよう配慮するため、管理職の指示に基づき対策本部で組織的に対応します。

【対策本部の役割】

平時：感染防止対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認
感染者等発生時：対応の総括・指示、教育委員会や保健所との連絡、情報発信等

【設置例】

- 例1 既存の委員会や防災組織等を利用して設置
- 例2 基本メンバーと対応内容によるメンバーの増員
- 例3 対策本部と小チーム設置

※小チーム例

保健衛生チーム：感染防止対策の指導・徹底、健康状況の集約、体調不良時の対応に係る体制整備等
生徒支援チーム：健康状況確認の指揮、差別・偏見・いじめ防止、児童生徒の心のケア等
教務チーム：時間割・日課の作成、授業形態の検討、学習内容の精選等
消毒チーム：日常的な消毒・緊急時の消毒の計画、消毒用物品の準備、役割分担等



(2) 連絡体制の確認

1) 関係機関への連絡

- ・塩釜保健所、多賀城市教育委員会、学校医等の緊急連絡先を共有します。

2) 職員への連絡

- ・分散時の連絡体制を維持し、連絡メール等を活用し、休日や夜間等連絡方法を明確にします。
- ・職員本人が陽性者となった時の休日及び夜間をふくめた連絡体制の確認をしておきます。

3) 保護者・児童生徒への連絡

- ・学校ホームページ、メール配信、電話、訪問等、連絡体制を随時、確認し、更新します。
- ・特に、電話連絡や訪問が必要な場合は、人手を要するので、役割分担の配置の仕方を工夫します。

6 児童生徒に対する正しい知識の指導

児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について、正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた適切な指導を行います。また、季節や環境の違いを踏まえた感染予防対策への工夫ができるようにしてまいります。

(1) 感染拡大防止に向けた内容の指導

- 1) 手洗いは接触感染を予防するのに効果があるが、正しい方法で行わないと予防にならないこと。

< 6つの手洗いのタイミング >

- ① 外から教室に入るとき
- ② せきやくしゃみ、鼻をかんだとき
- ③ 給食（昼食）の前後
- ④ 掃除の後
- ⑤ トイレの後
- ⑥ 共有のものを触ったとき



- 2) 飛沫感染を防ぐためにも、3つの咳エチケットを実践すること。

< 3つの咳エチケット >

- ① マスクを着用する。（口・鼻を覆う。）
- ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

- 3) 新型コロナウイルス感染症を正しく理解させ、感染リスクを自ら判断し、基本的な感染拡大防止行動を継続して行えるようにする。

(2) 個人として意識させる内容の指導

- 1) 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにします。
- 2) SNSで氾濫しているうわさや流行、誤った情報に惑わされないよう注意します。
- 3) 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談します。
- 4) マスクをしていない、咳をしている、登校時の検温で熱がある、学校で体調不良となった、医師の指示や家庭の配慮で出席を控えている、欠席が長期となっているなどの児童生徒やその家族への偏見や差別が生じないように、いじめ、誹謗中傷などの対象とならないよう、正確で適切な知識を基にした、発達段階に応じた指導を行います。
- 5) ワクチンの接種は、生徒及び保護者の意思で接種の判断を行ってください。身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること等から、その判断は尊重されるべきであり、接種の有無による、児童生徒やその家族への偏見や差別が生じないように、いじめ、誹謗中傷などの対象とならないよう、正確で適切な知識を基にした、発達段階に応じた指導を行います。
- 6) 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

※『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』（令和2年4月 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.html

※「やってみよう 新型コロナウイルス感染症対策みんなのできること」（配信動画）

※ 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて（文部科学省・文部科学大臣メッセージ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00013.html

※ 新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

(3) 「新しい生活様式」の習慣化

- 1) 児童生徒の新しい生活様式の習慣化には、児童生徒の指導のみならず、地域・家庭等の協力を得ながら、学校全体として取り組みます。
- 2) 放送や掲示物等を活用し、日常生活の中で意識化を図ります。
- 3) 臨時休校や長期休業中の家庭や地域における感染防止対策への指導を行います。

※ 新型コロナウイルス感染症対策「スマートライフのために」 <https://corona.go.jp/prevention/>

※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
(文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

(4) 健康の維持と心のケア

- 1) 感染症を予防するには、バランスの取れた食事、適度な運動、十分な休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効です。
- 2) 感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが、感染拡大防止にもつながります。
- 3) 学級担任や養護教諭を中心に、きめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握します。併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援を行い、心のケアに適切に取り組みます。
- 4) 児童生徒の心のケアは、関係教職員や関係機関が組織的に対応していきます。また、相談窓口（「24 時間子供SOSダイヤル」や「SNS相談窓口」等）を周知します。

※ 「小学校、中学校及び高等学校に等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について 別添2『児童生徒の主な相談窓口一覧』」（令和3年8月20日 文部科学省事務連絡）

7 その他

○健康観察カードの保管について

- ・児童生徒や職員から回収している健康観察カードは、2か月間保管します。行事や来校者用の健康チェックカードについても同様とします。

参考資料

- ・ 東京都教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/sanitation/covid19/school_guideline.html
小学校・中学校での実際の対応例や感染予防の方法が具体的にわかりやすく記述されています。
- ・ 松戸市教育委員会「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyoiku/oshirase/coronaguideline.html>
- ・ 東北医科薬科大学「市民向け感染予防ハンドブック」
<https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/>
- ・ 厚生労働省「国民の皆さまへ」（新型コロナウイルス感染症）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- ・ 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html